

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第6回）議事録

1 日時 平成18年8月30日（水）16時00分から18時00分

2 場所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構 成 員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員

オブザーバ：東京都（金子優統計部長、平野芳朗統計部調整課長）、横浜市（桐生敏夫総務課統計等担当課長）

総 務 省：衛藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、千野雅人経済統計課長

4 議題

(1) 市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について

(地方公共団体が法定受託事務として行っている業務に係る検討を含む)

(2) その他

5 配布資料

参考

(1) 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（抄）

(2) 科学技術研究調査について

(3) 統計局所管の指定統計調査について

(4) 関係政省令・要綱等

(5) 「統計センターの役割・業務等の在り方に関する提言」（ポイント）

(6) 「統計センターの役割・業務等の在り方に関する提言」

6 議事録

竹内座長 それでは、第6回の統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会を開催いたします。よろしくお願いします。

本日の議論の内容について簡単にご説明しますが、本日の議題は市場化テスト民間開放の計画策定に向けた検討についてということです。来月までに統計局所管の指定統計調査の市場化テスト・民間開放に向けた計画を策定することになっておりますので、本日は前回に引き続き計画策定に向けた検討をお願いしたいと思います。

今日の議論は、統計局所管の指定統計調査という範囲で計画をどうするかということについてご議論をいただきたいということでありまして、一般の議論ではないということにご注意いただきたいと思います。

この計画策定につきましては、地方公共団体が法定受託事務として行っている業務に関わる場所も含まれますので、前回に引き続きまして東京都と横浜市からオブザーバとしておいでいただいております。いろいろご意見も伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、統計局と関係の深い組織であります統計センターについて、この問題にかかわる場所もあるので、その検討状況について事務局からご紹介いただきます。

それでは、本日の議題について、計画策定に向けた検討ということで、市場化テスト・民間開放の計画策定の位置づけなどについて事務局から説明をお願いします。

飯島課長 本日はいくつか資料をお配りしてありますが、初めに参考1をご覧くださいと思います。これは、今年3月末に閣議決定されました規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）の抜粋です。この資料の下から2つ目のパラグラフにこの計画のことがうたわれておりまして、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査、これは科学技術研究調査と個人企業経済調査を指しますが、この2調査以外の指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに、そのための計画を策定するとなっております。18年度前半までにとということですので、9月末までに、この閣議決定を踏まえて計画をつくるということになっております。計画は現時点でということになりますので、総務省として現時点での取り組みの方針を整理するという内容になるかと思いますが、9月末までにつくりました計画を踏まえまして、その後、地方自治体のご意見、あるいは今実施中の試験調査の結果も踏まえながら、関係府省とも連携をとりつつ、今年度末までに、必要な見直しや具体化を図っていくことになるかと思いますが、

また、閣議決定にもあるとおり、また、座長からもお話がありましたように、本日は、総務

省所管の統計調査についての今後の計画ということでご議論いただければと思っております。

前回の研究会で、A方式にするかB方式にするかというご議論をいただきましたが、十分な時間がありませんでしたので、今回は、計画に盛り込むべきイメージにつきましてご議論いただければと思います。

そのための参考ということで、先ほどご覧いただきました参考1のほか、参考2として科学技術研究調査の概要、参考3として統計局所管の指定統計について一覧にしたもの、また参考4として、関係してくると思われまます政省令・要綱の例として、政令の例としては統計法施行令、ここで都道府県と市町村が行うとされている法定受託事務の内容が規定されております。また、省令としては、いろいろな調査の調査規則がありますが、例として、労働力調査の規則を載せてあります。また、要綱としましては、指定統計調査の地方公共団体委託費取扱要綱といったものがあり、事務的な資料になりますが、これもつけております。

以上です。

竹内座長 それでは、計画の内容についてご議論いただきたいと思いますが、統計局所管の指定統計調査は、大きく分けまして、国が直轄で調査を実施しているものと、地方自治体に調査を委託しているものがあります。それぞれ別々にご議論いただき、ご意見をいただきたいと思っております。

統計局の調査としてどんなものがあるかは参考3にあるので、まず、それについてご説明ください。

飯島課長 参考3につきまして、簡単にご説明させていただきます。

1ページ目は、統計局所管の指定統計一覧ということで、最初に指定統計の番号順に調査を掲げてあります。この中で、事業所・企業統計は、今年実施するもので、また、一番下にありますサービス業基本統計は16年に実施をしたものをもって終わることになっており、これらにつきましては、いずれ経済センサスという形に衣替えした中に入り込んでいくということになります。

次に、調査の流れというのを から で示してありますが、これは下の図に対応しております。 は、科学技術研究調査、これは総務省が直轄で、郵送で直接調査対象に調査を行っているものです。それ以外、 と という流れになっておりますのは、都道府県を經由して調査を委託する形で実施をしているものです。 は、都道府県の統計主管課から直接統計調査員を通じて調査を行うもので、 は、都道府県に加え、市区町村が入る調査で、市区町村経由のものです。統計局の場合、この3つのパターンがあります。ほかの省も含めると、さらに国の地

方支分部局を経由するもの、あるいは都道府県でも統計主管課以外のところを経由するものといろいろありますが、統計局としてはこの3つのパターンに集約されております。

2枚目は、それぞれの調査につきまして、業務内容をそれぞれどこが担当しているのかを表にしたものです。比較を勘案して一覧にするために、こういう形で業務対内容を区分してありますが、同じ業務内容でも個々の調査ごとに具体的な業務は若干違っているところがありますので、タイトルには精査中としてあります。こういう形で全体的に事務を分担しているという状況です。

なお、表の上に調査対象の規模を参考につけさせていただいております。

統計局所管の統計調査につきまして、説明は以上のとおりです。

竹内座長 ここで となっているのが国の直轄ということですが、統計局所管の中には科学技術研究調査しかないということです。試験調査などをやられているわけですので、その結果は、いつごろ出てくるのですか。

飯島課長 今は、本体の科学技術研究調査が最初の段階であり、回答が来た企業に対して調査をお願いし、その回答が順次集まっているという状況です。恐らく次回の研究会には、中間的な数字をご報告できるのではないかと考えております。

竹内座長 この表で言うと実査と審査の一部で民間委託をしたわけですがけれども、それについての結果が出てこないのが、難しい面がありますが、ご意見ををお願いします。計画の中に盛り込むべきことで、試験調査などの結果によって影響されるかもしれないところはありますが、どうでしょうか。

飯島課長 科学技術研究調査の場合、意識調査を行っております。その結果で「国がいい」という回答があまりにも多い場合、どういう配慮が必要かということはあるかと思いますが、基本的には、具体的な契約内容とか入札のやり方の工夫で対応できる部分かとも思われます。スケジュールとして、順調に準備が進めば、事務的には来年度実施の調査から民間に実査をしてもらうという形での準備、スケジューリングは可能だと思っておりますので、そういう方向でいいかどうかということです。

竹内座長 つまり、どの部分を民間委託するかについては議論されており、その部分について、実際に今年の試験調査とか何かで非常に重要な、重大な障害があることが明らかにならなかった場合には、18年度には入札を実施し、平成19年度から、ある部分についてでしょうけれども、民間委託をするという計画になるわけですね。

飯島課長 そういう形になると思います。

竹内座長 それでよろしいでしょう。

舟岡委員 包括的な民間委託が可能であるかどうかについては、試験調査の結果によって十分吟味すべきだと思います。民間委託する業務を切り分けられるのですから、この部分について民間委託すると、結果精度とか信頼性等に少し疑念が持たれるということであれば、その部分は除いて民間委託するというのも当然考えて良いのではないかと。何でもかんでも民間委託することが大前提でとりおこなわれるということではないと思います。重要なことは、正確な統計がより少ないコストで調達できるかどうかだと思いますから、そこの本筋は外さない方がよろしいのではないかと思います。

飯島課長 ご指摘のとおりかと思えます。科学技術研究調査についての意識調査は、お手元のファイルでは第4回の参考2に最終版をつけてありますが、質問としては大きく2つありました。

1つが、調査についての質問、問い合わせと、それから提出のための督促、こういった事務を国がやった方がいいか、民間がやった方がいいかということです。それから、もう1つは、調査票の提出、調査票を受領する事務を国がよいか民間事業者がよいかということです。調査票の提出についての質問では、調査票を受領する際には、提出者リストを作成する際に調査票の入った封筒を開封する業務も含まれます、というただし書きも入れた上で、調査票の受領業務は国がよいか民間事業者がよいかという聞き方をしておりますので、この2つで回答に差が出てくるかどうかというのが1つあるかと思えます。ここで大きな差が出なければ、包括的に民間にというような形で進められるのではないかと。結果をよく見てみないといけないというのはご指摘のとおりですが、現時点ではまだ明確には言えないところだと思います。

竹内座長 日程の関係からは、9月中に計画をつくらなければいけないということがあって、一方、試験調査の結果が全部出ていないというようなことがあって、時間関係が少し妙になっていると思います。事務局としては、大体この範囲までどういう形で実施するという委託の範囲についてのイメージが一応あるわけで、それを前提にして、来年度からやろうということだと思います。言い換えますと、一応どこの部分をどういう形で業務委託するかということについては、実際にやられたようなことでイメージがあって、その段階をそのまま広げて、全体についてやるということが今の案です。それでいいでしょうか悪いでしょうかという議論となると、もっと広げたらいい、もっと狭くした方がいいのではないかという意見もあると思いますが、今それを議論するのが適切なタイミングかどうかということが、非常に難しいわけです。委託業務の範囲を広げると、9月末までに計画策定ができなくなるということもあります。で

すから、一応現在の段階ではそういう形で進められることになりましたが、それでご了承いただけますでしょうか、ということになるかという気がします。

今の考え方、進め方では具合が悪いということであれば、ご指摘いただきたいと思います。

新村委員 第1点は、新たな情報がない中で議論するのは難しいと思っていたわけでありまして、9月までの計画というもののイメージがよくわからないので、もしイメージがあったらお話しいただきたいということです。もう1点は、その計画に、例えばリザベーションをつけることは可能なかどうか、要するに新たな情報が得られたところで、判断が変わり得るということが、例えば、計画に付録でつけておいたりすることは可能なかどうかということをご教えていただきたいと思います。

飯島課長 計画にどういったものを入れるかということもご議論いただいた方がいいかと思っておりますけれども、我々が考えているイメージで申しますと、最初に基本的な考え方をまとめます。もちろん、先ほどご覧いただきました閣議決定に基づいて計画をつくります。前提となるのは、やはり統計の正確性や調査対象の秘密保護などで、それらを担保した上で、できるだけ民間に開放していくということが、将来的には民間事業者を育成するということがプラスになるという基本的な考え方を盛り込んでどうかというのが1つあります。

竹内座長 それはいつ盛り込んでもいいのですが、具体的には、平成19年度に実際に民間委託を始めるとしたら、18年度中に入札をしなければいけないし、そうすれば、その他の具体的な手続き等は今決めなければならないのではないかと。つまり、計画という段階では、抽象的な段階でなくても、具体的な手続きとしての制約としてあることが議論の前提だと思いますが。

大橋委員 新村先生に対する飯島さんの答えの補足ですが、計画というのはなかなか難しかったのですが、私もこの計画という言葉の策定に関わった者ということで、計画というのはどのようなイメージなのかということをおし上げれば、公共サービス改革法というのがあって、その法では、来年度この事業を市場化テストするというのを書き込んだ公共サービス改革基本方針を、まず政府全体としてつくることになっています。その公共サービス改革基本方針を政府は9月につくりたいという目で作業を進めているのですが、その公共サービス改革基本方針の中に、来年度、いわゆる市場化テストを行う事業について、そのスケジュールとか、どのような事務について委託をするのか、どこがやるのか、それから、それをやるためには法律の改正が必要であれば、その法律の改正事項などを盛り込んだものが、計画と言われているものです。だから、現在の事務局のもつイメージが公共サービス改革法にいう計画かどうかは難しいところもあると思いますが、およそそこに盛り込まれているようなことが計画の中身に

なるということです。

新村委員 私が思うには、意識調査をしているわけでありまして、今日どんな議論があるにしても、その結果がない限りはリザベーションつきでしかあり得ないということです。9月に基本方針で、そこに具体的な調査の名前と手順が書き込まれるということであると、そこにリザベーションをつけるわけにはいかないの、そういう意味では、タイミング的にも無理ではないかと思えます。私はどちらかというと市場開放というスタンスで話をしているつもりですが、それでも、先ほどもおっしゃった正確性、信頼性の担保たるべきインフォメーションがない中で、そこまで踏み込めないのではないのかということ非常に危惧しているところです。そこは、どの程度可変であり得るのか。この計画だけなら留保条件をつければいいですが、基本方針に書き込まれた段階では、恐らくそういうことはできないだろうと思えます。ということは、そちらを遅らせていただくのか、こちらの作業をスピードアップするのか、どうするのかわかりません。あと一月ありますので、その間にどういうことが可能なのかということ。

大橋委員 恐らくは、向こう側の基本方針を遅らせるわけにはいきませんから、現時点で、統計調査について方向が明らかになった点に関してだけ、合意の得られた部分だけ、基本方針に載せるということになっております。

新村委員 それで、いつ調査の結果が得られるかというのが問題です。年度当初来、議論をして、いろいろな手続きをしていますが、結果が出ていない段階で、この研究会として責任を持って何かを打ち出せるのかというのが大変不安ですし、私は少なくともそっちにポートできないと思っております。

竹内座長 その点に関して、日程をお伺いします。次回は9月26日に研究会を開くことになっているのですが、それより前にデータを用意することは可能ですか。

飯島課長 次回には、少なくとも科学技術の意識調査の中間結果は出せると思えます。

今、新村先生からご指摘いただいた、留保をどこまでつけられるかという点ですが、基本的に9月末につくる計画では、今後の民間開放に向けての工程を示すような、あまり大部なものにはならないイメージだと思います。大体どのくらいの時期までに何をするか、そういうことをある程度現時点で考えられるものを盛り込んだ上で、なおかつ、先ほども申しましたけれども、9月までにつくった計画については、地方自治体の意見も踏まえなければいけませんし、今進行中の試験調査、あるいは意識調査の結果も踏まえなければいけないわけで、そのための留保等を盛り込んでおくということは、ご指摘のように必要だと思っております。計画では、

工程を示すイメージかと思います。

竹内座長 科学技術研究調査については、次回、もう少し具体的な日程表のようなものを用意していただいて、議論する方がいいと思います。

地方自治体を経由して実地調査をする調査についてですが、これはかなり複雑な構造を持っておりますので、そちらに議論を進めさせていただきます。

飯島課長 その前に一つだけ補足をさせていただいてよろしいですか。

竹内座長 どうぞ。

飯島課長 先ほどの公共サービス改革法に基づく基本方針ですが、9月に1回目を策定されるということですが、これには統計については時期的に間に合わないこともあり、先ほどご覧いただいた参考1にあるような閣議決定の中身が入ってくるのではないかと思います。

新村委員 具体的なスケジュールは、とりあえず9月の基本方針には盛り込まないということですか。

飯島課長 間に合わないということです。

大橋委員 全く盛り込まないわけではなくて、アバウトな形で盛り込むというのが今の段階ですね。あと1カ月ありますから。

新村委員 基本的な考え方のところだけを盛り込むような形でしょうか。

大橋委員 そうです。

新村委員 それなら分かります。

小川委員 基本的な考え方についての質問です。参考3にいろいろな調査とその実施年も載っていますが、計画にもこのように具体的に挙げていくのでしょうか。計画がどこまで具体性を持っているのか、イメージを読んだだけではつかみきれないのですが、具体的に調査を挙げていくのでしょうか。

飯島課長 個別の調査を挙げるということではなく、全ての調査について基本的にこういう方向で、スケジュールでやるという形でまとめるイメージです。

竹内座長 3月の閣議決定の文書を文字どおり読むと、初めに科学技術研究調査と、それから個人企業経済調査について試験調査等ということであり、それ以外の指定統計調査について、平成19年度までに実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年前半までにということで、つまり9月末までに、そのための計画を策定するとありますから、どの調査を対象にということもあるようにも思いますが。

大橋委員 閣議決定のときには、私は、19年度に行われる就業構造基本調査と全国物価統計

調査を民間開放の対象として理解していました。

竹内座長 国の直轄では科学技術研究調査しかないので、それはそれでよろしいと思います。

大橋委員 それはそれでいいですね。

竹内座長 それをどういうふうにするかについては、ある程度のイメージはあるものの、意識調査の結果いろいろ問題点があればもう少し詰める必要があるので、これは、次回議論していただくことにしたい。

国直轄でないものは、来年度に行われるものと、5年に1回の周期ですから、来年度行われないものがあるので、来年度行われるものについては少なくとも具体的な計画を立てなくてはということですか。

大橋委員 平成19年、来年度に行うのは、国直轄のものを除けば、この2つですよ。

竹内座長 周期調査は今おっしゃった2つあります。そこで、19年度分のカテゴリーについて議論する必要があるので、こちらにご議論を移したいと思ったわけです。まず具体的な計画をある程度具体化しなければならないのは、来年度に行われる就業構造基本調査と全国物価統計調査ということです。他には、経常的な標本調査もあるわけです。

そうすると、一概には議論できないので、一つ一つ考える必要があります。例えば、家計調査は簡単には外部委託できないと思います。つまり、調査員が非常にベテランでないとできないので、仮に委託するとしたらかなり考えないといけないということになりますし、労働力調査はどの程度可能でしょうか、などと一つ一つ議論していかないと、具体的な計画はできないと思います。周期調査では、来年度でなくて再来年度以降行われるものはもう少し先でもいいと思います。このようなことで、議論をしていただいた方がいいと思います。

私は、かなり重要である経常的な標本調査については、微妙ないろいろな問題を含んでいるので、十分議論する必要があると思います。地方を經由しての調査ということで一括して議論するのは、私は無理だと思います。

そこで、参考3のと ですね。 は、要するに都道府県から直接調査員に委託しているわけで、その調査をまず考えてはどうかと思いますが、これについての問題点がまずあるわけです。前に問題になったのは、こういう部分を民間委託したときに、その民間委託をする主体がどこかということ。つまり、都道府県でやるのか、国がやるのかということもあるし、都道府県でやる場合には、それについて国がどのように関係するのか。いわゆる丸投げでいいのか、という問題がありますし、それから、民間委託をしても、都道府県が委託事務として国の委託を受けるのか、それとも都道府県が抜けて、いきなり民間企業が受託することになるのかなど、

問題がいろいろ出てくると思います。その辺について少し問題点をはっきりさせた方がいいと思うので、何かご意見ありますか。

舟岡委員、どうでしょうか。

舟岡委員 大橋先生にお伺いしたいのは、参考1の閣議決定の資料ですが、これを文章どおり読みますと、「2 指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため」ということは、来年度に統計調査を行う指定統計調査について、入札のやり方はともかくとして、市場化テストを行う、場合によっては、民間開放も官民競争入札でなくて、直接民間に委託する、そういうことも考えるということですよ。

大橋委員 まさにおっしゃるとおりで、そのように私は理解しています。

舟岡委員 これは私に言わせますと、統計を全く知らないところで決めたものとか言いようが無い。この計画どおりに実施して、でたらめな結果が出てきたらどうするのでしょうか。その懸念があるため、個人企業経済調査については試験調査を実施して、その結果を判断材料にして、市場化テスト・民間開放のあり方を検討しようという考え方に立っています。個人企業経済調査とそのほかの指定統計調査では、同じく統計調査と言っても性格が全然違うものであって、個人企業経済調査は事業所を対象とした統計調査ですが、統計局が実施している大半の統計調査は世帯、あるいは世帯の中の個人を対象とする調査ですので、それらについても試験調査を行いませんと、本当に市場化テストに乗せることが適当かどうかという、判断すらできないと思います。このような将来に禍根を残すような企てを拙速におこなって良いのだろうか、私は素朴に疑問を持ちますが、いかがでしょうか。

大橋委員 規制改革・民間開放推進会議が一方的に決めたわけではなくて、統計局とも相談しながらやっているのです。全く統計の知らない規制改革・民間開放推進会議が決めたということではないのです。

竹内座長 この文章の読み方ですけれども、私が解釈するに、要するに、ここにある指定統計について、市場化テスト・民間開放を実施することを考える、ということが閣議決定ですね。ただしその場合に、全部、是が非でも何が何でも全部しろというふうに書いてあるとは理解しないので、例えば、非常に難しいものは来年はまだ無理ですという結論は出てもいいのだと、私は思います。私の感じからすれば、そのように理解しなければ無理だと思うのです。

新村委員 私もそうだと思います。だから、むしろ民間開放へ向けての工程をつくるような計画であって、例えば、個々の調査について、これについては必ず試験調査を実施してから、やりましょうという計画をつくることは許されるのが気になります。

閣議決定の文章だけ見ますと、直ちにみたいになっていますが、やはり事の性質上そんなに簡単ではないので、要するに手順を計画化して書いていくということが重要なのだと思っております。例えば、意識調査で済むものと、それから試験調査をしないではいけない、これは予算措置が要りますので、恐らく来年度の予算のときにつけていただかないと試験調査もできないというのが今回の個人企業経済調査のときの経験でわかったわけですから、きちんと予算措置をしていただいて、試験調査をスケジュールに組み込んで、その結果によって、どういう民間開放ができるかということを検討するという計画では、今回の趣旨に合わないのでしょうか。普通に考えたら、そのようにしなかったらできないと思います。計画という言葉に惑わされて、拙速で一度システムを壊したならば、もとに戻らなくなるような地方との関係などを、やはり慎重にその工程を計画化するという事を考えたらいいと思います。以上です。

大橋委員 私の理解では、閣議決定の読み方としては、新村先生がおっしゃるような、19年度以降に実施する指定統計調査について、まず試験調査を先行して、その結果を見て民間開放をするということは想定していないと思います。

竹内座長 閣議決定によると「統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度前に市場化テスト・民間開放を実施する」とあり、これは科学技術研究調査と個人企業経済調査についてのものということで、問題ないわけですね。それと別の文章として、「同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する」とあります。平成19年度までに実施するように計画をつくるというのですが、全て実施することが決まって書いてあるわけではないので、これは計画を策定した結果、19年度はまだ無理だということになり得ると、そう理解させていただきたいと思いますね。

大橋委員 私もそのような理解です。できないものはできないです。

竹内座長 そうですね。とにかく上の2つはやらなければならないのですが、それ以外の指定統計調査は別の文章で書いてありますからね。そのための計画と書いてあるので、計画をつくってみたが、やはり19年度には無理ですということにはなり得ると思います。

というわけで、来年度についてはどういうところまで行けるでしょうか、ということも議論していただいた方がいいのではないかと思います。私は、やはり労働力調査と家計調査ではかなり違いがあり、この2つの調査を同じタイムスケジュールではとてもできないと考えます。

家計調査はやはり相当専門的な知識を持った調査員が担当しないと、いきなりあの調査票を回収するのは厳しいでしょうし、一方、労働力調査はそこまではないという気がしますが、どうでしょうか。

飯島課長 9月末までにまとめる計画に盛り込む内容としては、時間的な制約もありまして、各調査について、それぞれ細かく規定するというのは難しいと思っております、事務局で考えているイメージとしては、参考3の調査の流れ図で は別といたしまして、 と分かれておりますので、これらについて大体どういうスケジュールで、どのように民間開放に向けた環境整備をしていくかということを一括的に書くというようなイメージです。個別の調査の問題については、試験調査や意識調査の結果を見て検討したいと考えております。

竹内座長 全体的に書くと漠然としたことになりそうなので、どういう手続きを踏まなければならないのかということは、それぞれの統計調査の実際のあり方に関連して考えておかなければならないと思います。単に統計の正確性、信頼性の確保、報告者の秘密義務、統計全般に信頼性の確保を前提として十分な準備の上、機が熟すれば実施するというようなことではなく、もう少し具体的に何をやる必要があるか、ということについて、やはり実際に統計調査をして考える必要があると思います。

つまり、科学技術研究調査と個人企業経済調査については、どういう部分を民間開放して、どういう手続きをやるかということは、実際に試験調査も実施しているので、イメージがあると思いますが、他のものについてイメージを固めるところまで具体化しないと、あとそれをどのように、いつ何をやるかということに結びつかないので、少し具体的なことを議論したいと思います。

大橋委員 私は、竹内先生のご意見に賛成です。9月末にまとめる計画について、今の段階で非常にアバウトで抽象的なものでいいという前提に立つというのはおかしいと思います。できるならば、より具体的なものをつくっていくという心構えでやるべきだと思います。その具体的というのは何かというと、平成19年度に実際に市場化テストを実施するかどうか、いわゆる民間開放をやるかどうか、やらないものはこれだとか、これはやるというようなふるい分け、あるいはそのためのスケジュールというものをつくり、先生方の合意が得られれば、まとめて9月末の計画の中に盛り込むべきです。

竹内座長 それについて、都道府県の方もいらっしゃるのですが、例えば、都道府県を通じて実施する統計調査について、どういう形の民間開放が可能であるかとか、あるいは望ましいか、ということについてご意見を伺いたいと思います。

舟岡委員 大橋先生にお伺いしたいことがあります。参考1を読めば読むだけ、先ほど竹内先生がおっしゃったように、上と下の文の整合性について疑問があります。あえて解釈しますと、個人企業経済調査と科学技術研究調査については、包括的な民間委託に向けて市場化テスト・民間開放を平成19年度に実施すると明記されていますが、下の文に関しては、2統計調査以外の指定統計調査について、市場化テストあるいは民間開放の可能な領域について、こういう部分は民間委託によってできるだけ官の仕事を代行していくとの多少具体的な計画を盛り込むことが求められている、という解釈ですと、前段の部分と後段の部分が何とか整合性をもって解釈できるのですが。そういうことだと、スケジュール等でもぎりぎりだが可能で、実際に平成18年度に終了する試験調査等の結果を踏まえてどんな弊害が出るか、どんな防止措置が必要か、そういうことを踏まえながら、2調査以外の他の指定統計調査の包括的民間開放の適否を検討する手順に移ることになると、そう理解したのですが、いかがでしょうか。

竹内座長 この包括的というのは問題です。包括的という言葉は、科学技術研究調査でも個人企業経済調査でも問題だと思います。完全に包括的であれば、企画以外は全部民間ということになりますから。

舟岡委員 例えば、疑義照会等を民が行って十分な精度が得られるか等については、今回の個人企業経済調査の試験調査の結果から明らかになります。でも、そういう結果を待つ以前に、9月までに、2統計調査以外についても市場化テスト・民間開放についての具体の計画の記述が求められているとすれば、例えば、こういう業務については、市場化テスト・民間開放も可能であるとか、そういう切り分けた形で可能であることの議論をした方がいいのではないかと思うのです。

竹内座長 民間開放の内容についてですか。

舟岡委員 ええ。内容です。精度に影響することなく何の不安も無く、どの調査のどの業務を、官民入札に任せて効率化を図れるとか、そういう結論を踏まえた計画をつくり上げることが実際的ではないかと判断します。今の段階では、統計の精度確保の追求が優先されるべきで、閣議決定に合っていないと言われても困ります。

竹内座長 閣議決定になっていると言っても、それは全て抽象、漠然とした文言だけであって、具体的な内容は何も無いというのでは困りますよね。

大橋委員 舟岡先生のご質問の答えになるかどうかわかりませんが、規制改革会議で、民間開放と言った場合には、やはり包括的な委託を指しておりまして、そこは答申の中にも書いてあります。ここで、民間開放と書いてある場合には、そういう意味合いが込められていると思

います。だから、今回の公共サービス改革法でも、民間開放の対象となる仕事というのはどういうボリュームかということを示す言葉として、一体ということを書いてある。部分的、一時的な委託というのは、ここでいう民間委託には相当しないと思われま

竹内座長 例えば現在統計センターでも相当外部の人が入っています。いわゆる非常勤や派遣とか、そういう形で民間の人が入っており、そういうのは、ここでいう民間委託ではないわけ

大橋委員 そこは民間開放のカテゴリーには入らないだろうというふうに私は思います。

舟岡委員 民間開放について、公共サービス改革法では、統計調査のところだけが包括的と特記されています。

竹内座長 統計調査では、現在もう既にそういうような民間委託はたくさんあるわけですが、それはここで言う民間開放ではないとむしろ言いたいの

それでももう少し具体的に議論したいのは、どの調査はどの程度の段階で、どういう準備があれば今まで理解したような形で、実際には調査の実査と、審査のある部分までのところに民間開放するということは可能かと、可能になるかということ

大橋委員 私ばかりしゃべって申しわけないのですが、座長のご質問にいくつか私が現在抱えている心配をお話ししたいと思っています。参考3に書いてある通り、法定受託事務ですから、地方公共団体にやらしてもらわなければならないわけ

それから、第2は、竹内座長もおっしゃったように、地方公共団体にやらしてもらおうとして、その際に統計局あるいは各省の統計部門の役割、どの程度まで、いわゆる技術的な助言をしていくべきなのか。相当きめ細かな民間開放についての指針的なものを示す必要があると思うのですが、そこはどう考えていけばいいの

第3は、都道府県の自主的な判断でやらしてもらわなければならないわけですから、当然のことながら、都道府県にとって民間委託することのメリットがなければなりません。そのメリットというものをど

う与えていくのか。予算面で与え得ることができるのかどうか、どんな工夫を凝らせば都道府県がインセンティブとして民間開放というものをやっていただけるのかどうか。その辺についての知恵を出していく必要があると思っています。

竹内座長 大橋委員から、今後検討すべき事項についての確におっしゃっていただいたと思います。今、まさにおっしゃったようなことが問題で、どうしたらいいかということになるのですが、そこで、東京都としてはどうお考えでしょうか。

金子部長 非常に難しい問題だと思いますけれども、大事なものは、委託するところとしないところが出てくる。これはかなり出る可能性があると思います。逆に言うと、受け皿が果たしてあるのかないのかという問題でもあります。例えば、全国にわたってできないという話になれば、県等の単位で実施する方法をとることになるかと思います。全国組織の受け皿がない限りは、そういう受け皿が育つまでできませんという話になりえると思っています。そういう面では、ある程度委託する県と委託しない県が出るのはやむを得ない。

それを前提とするならば、まさにその次の、差が出ないように指導をどういう形でやっていただくのかということになります。以前、竹内座長が「民間のノウハウを生かすことは、手取り足取りとは相反する」ということをおっしゃっていたわけですが、まさにそこに帰着する部分だと思います。ある意味で言うと、やはり民間が安くできるノウハウというのは、多分国の方でご指導いただくものと相反するケースが結構出てくるのかと。そういう面で最初の段階での仕様書なり、そういう指導、基準みたいなものを明確な形で出した上で、競争というようなことをしない限り、なかなか難しいと感じます。特に東京、横浜市もそうだと思いますけれども、比較的都市の方では全国組織でそういう受け皿がある可能性があると思いますけれども、地方に行くとなかなかそれだけの受け皿があるのかどうかという問題もあろうかと思っています。やれるところだけやればいいのかという考え方はあるのかもしれませんが、地方公共団体という立場にありますと、やれるところだけやればいいのか、というのは、なかなか難しい部分があります。そういう面では、できるだけどこでも同じようにやれるような受け皿ができることが望ましいと思います。ただ、それがすぐできるかどうかという問題は、また別の問題だと思います。ですから、そういう中でも何とか風穴をあけていくという、そういう意味で言えば、やれるところからやるというのはあるのかと思います。

それから、3点目のご質問にありましたが、民間委託のメリットがどういうのがあればいいのかということですが、今、法定受託で実施していて、例えば経費が安く上がる場合があります。ただその場合は、私ども、それはお返ししているわけです。ですから、そういう面で、多

分これを民間委託でやると、その部分だけ安く上がれば、当然その分だけ経費は返すということになると、先ほどお話にありましたけれども、都道府県なり市町村としてみると、それをやったメリットが本当に出てくるのか。やはり、経費が安く上がった場合の処理等をはっきりさせていただきたいと思います。

それから、もう1点付け加えさせていただきますのは、前回は申し上げたわけですが、いろいろな調査、先ほどお話しにあったように、性格もかなり異なっているわけですので、今回の2つの試験調査等ですぐゴーサインということではなく、やはり個々の調査ごとの特性を踏まえた準備をしていただきたい。ものによっては、やはり試験調査が必要なものもあるかと思えますし、検討だけで済むものもあるかもしれません。現実にはそういう検討をまだしておりませんので、具体的にこれは大丈夫ですとか、そういうことを申し上げる段階ではありませんけれども、それぞれの調査ごとにそういった事前の検討をした方がよろしいのではないのでしょうか。

竹内座長 今の議論からすると、私の感じでは、来年度は地方自治体、都道府県とも協力して、それぞれの個々の調査について、どういう形で実施することが可能であるかについての研究をすることが、具体的な計画になるのではないかというような気もします。来年度、実際に本番を実施することを今決めると言われても、少し厳しいと思います。そうすると、やはり各都道府県の実情やそれぞれの調査の個性も調べて、その上でいつどういう形での民間開放が可能なのか、決まるのだと思います。少なくとも何と何を具体的に、どういうことを具体的に研究調査するかということぐらいは計画で決めておかないと、諸般の情勢にかんがみ、なるべく統計の信頼性を高める方向で十分考慮するというようなことだけではあまりにも抽象的過ぎると思います。もう少し具体的に、何を考えたらいいかということだけは書く必要があるのではないかと考えています。

土屋委員 私の読み方ですと、民間開放をするということを前提として、そのためには具体的にどういうふうに進めていくのかというのが計画で、それをつくって実際にその計画を採択するかどうかというのは、またこれから判断するというのではないかと思います。ですから、その計画の中にここが可能だとか、可能でないというような、そういう判断は入らないのではないかと。

竹内座長 ここでの計画は実施計画であって、計画をつくった上でやめるということは考えていないのではないかと思います。

飯島課長 計画にどういう文言を盛り込むかによりますので、全体的なスケジュール、工程

表的なものをまずつくり、その後、試験調査の結果を見ながら、さらに具体化していくというようなイメージであれば、対応できるのではないかと思います。

竹内座長 先に行かせていただきますが、毎月やる調査については、こういうことを調べて、その条件が整ったら民間開放をしますという形でやっても、ある程度計画として成り立つと思いますが、困るのは、来年度行われる周期調査です。就業構造基本調査と全国物価統計調査ですね。これは、来年度に間に合わなければ、5年先になるわけです。今度、この部分はどうするのでしょうかということがあるのですが、もう1つは、市区町村も絡みますから、さらに構造が面倒です。さらに面倒な構造のところ、来年度こういう調査についてある程度民間開放が可能かどうかということを考えて、今具体的にそれをつくるということになると、これは非常に難しいと思います。これは来年やらなければ5年先になるわけです。そこはどうかでしょうか。しかも、平成19年度の調査ということになると、この準備は随分早く前から取りかかなくてはいけないわけですね。就業構造基本調査は何月ですか。

飯島課長 10月です。

竹内座長 全国物価統計調査は。

飯島課長 11月です。

竹内座長 10月に実施となると、もう春の段階から具体的に進む必要があるわけですし。

飯島課長 これは相当厳しいと思います。

竹内座長 既にスケジュール的に相当厳しいですよ。逆に言えば、これらを今回は実際にやることは無理ですから、今回の調査においては、そのための準備としての試験調査をやりますということぐらいしか実際はできないのではないかと思います。

小川委員 先ほどの大橋先生のお話で、この2つは入るとというのが前提であったというようなお話ではなかったですか。

大橋委員 この2つを含めて全てというのが考え方です。

小川委員 特に具体的に18年ですか、19年度にこの2つとおっしゃられたのですけれども。

大橋委員 今の就業構造と物価統計が19年度にやりますから、これが対象になるのだというふうに理解していました。

竹内座長 対象だとはわかりますけれども、さあ本当に具体的に民間開放をやるとなると、相当これは忙しいですね。

大橋委員 それに関連して、このイメージの部分で、例えば2ページの概要及びスケジュールというのがあります。私は、事務方から聞いたときに、例えば、平成19年度前半を目途に関

係政省令、要綱等を改正する等の措置を講ずると書いてありますが、なぜこんなに遅いのかと。少なくとも政令の改正というのは18年度中にできるのではないのかと。それから、要綱というのは、これを見ると、委託費要綱ですか。これについても今から半年あるわけですから、なぜ18年度にできないのかという疑問を提起してあったのですが、どうも事務の方は、いろいろの関係方面との調整があるので、19年度前半だということです。その作業の量などから考えてみて、18年度中ぐらいにできるのではないかと。

舟岡委員 今、統計法の抜本改正が検討されていて、スケジュール的に言いますと、来年の通常国会に統計法の改正案が上程される予定になっています。従来の条文のほとんどすべてが変わる抜本改正であり、環境整備の面でも法律の中に条文化される部分もありますし、詳細について、政省令規則等で定めるところもあるので、前提となる統計法が大きく変わるときに、変わることが予定されている統計法をもとに政省令の改正は、無理ではないかと思えます。

大橋委員 ここで言う関係政省令なり、要綱の改正の規模とか範囲というのは、少なくとも民間開放をするための条件となるものに限られた改正です。だから、そんなに統計法全般のことを考える必要はないのではないかというのが私の考えです。

舟岡委員 守秘義務とか、民間開放に関係するところで統計法が変更されることは研究会報告に盛り込まれていますから、近々に改正が予定されている統計法の条文をもとにして、関連する部分を政省令等で定めるのが通常の手順ではないでしょうか。

竹内座長 もし来年度の就調や全国物価統計で、民間開放を実施するとして、そのためのいろいろな改正手続きしなければならないとしたら、これは絶対に18年度中、それもできたら年度中じゃなくて年中ぐらいにやらなければ実施には間に合いませんよね。それはもうとても間に合わないから、ここには本格的な民間開放をするのではなくて、来年度は民間開放のための予備的な試験調査をやります、あるいは、そのための状況をいろいろ調べますという計画でいいのではないかと思います。しかし、それは閣議決定の趣旨と違うと言われると困ります。来年度に規則を改正し、来年度調査をやると言っても、それは無理に決まっています。しかも就調とか全物というのは、調査の構造としても複雑な統計で、市区町村を経てやりますから、慌てて今のうちにそのための規則改正をするというのは無理だし、それほど無理なことをしたらどこかで矛盾が出る危険性があると思います。ですから、その辺を事務局も、あまり抽象的な言葉だけじゃなくて、どういうふうに考えておられるかも決めていただきたいと思います。

大橋委員 だから、先ほどの私の話に関連して言えば、今回、19年度前半を目途に関係政省令の改正云々という、現段階で想定されている政令の改正というのは何本になりますか。省令

は何本ですか。

飯島課長 関係の政令としては、統計法施行令です。

大橋委員 統計法施行令ですね。内容的にはどういう改正が必要なのですか。

飯島課長 内容的には、法定受託事務のところの一部改正という形になると思います。

大橋委員 大したことないという感じを受けたから、18年度中にできるのではないかと申し上げたのです。

新村委員 私は、先ほど竹内座長がおっしゃったこと、閣議決定なのかどうかというのは別にいたしまして、物理的にできるのはその範囲だと思っております。政省令は、たとえ急いで今年度に改正できたとしても、試験調査も何もしないで、直ちに来年から民間開放というのには反対です。やはり十分な試験調査が必要だと思います。その試験調査は、特に周期調査の場合、実際に調査をやるとしては非常にいいチャンスだと思います。例えば、意識調査にしる何にしる、受けた人に調査はできます。ただ、具体的にどのようにやるのかわかりませんが、今年の個人企業のように重複した形で試験調査をやることには予算措置が要ります。そのためには、やはり来年度何に、どういう順番で試験調査をやっていくかということを書き、その結果によって次の手順に進むという計画を、9月の計画とは関係なく、実質的に、もし民間開放をしていこうとしたならば、それを考えていかななくてはならない。その手順を事務方で何か工程をつくられたらどうか。それが結果として、9月の計画にどういうふうに盛り込まれるかというのは別な話で、サブスタンスとしてそういうものが決まっていらない限りは、いくら政省令を改正してもできないのではないかと考えておりますので、先ほど竹内座長がおまとめになったように、今回は、就調と全物については、恐らくその調査自体を使って試験調査と意識調査をなさるような予算措置を来年度予算で要求なさったらどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

竹内座長 試験調査、意識調査だけでなく、つまり地方自治体との協議も、具体的なプロセスの中に入ってくると思います。そういう意味では、実際に調査が行われるときに、試験調査なり研究をするいいチャンスなので、その調査を生かすということにして、実際に具体的な民間開放は次のときからという計画をつくるべきではないかと思うのですが。

小川委員 先ほど舟岡委員がおっしゃったように、就調は基本的に世帯ですね。個人企業とは性格は違うので、いきなり民間で、すなわり、予めきちんとしたテストをしないで実施するというのはリスクが大きい気がします。

竹内座長 就調は個人企業経済調査とは規模や対象が違いますから、個人企業経済調査だけ

の経験で民間開放を進めるのはとても無理だと思います。だから、やはり大規模で世帯を対象とする調査については、来年度に本格的な試験調査をやり、それを通じて生じてくるかもしれない問題点をいろいろ研究する。その上で、その次の年度から行われるほかの周期調査や、あるいは次回のその調査において民間開放を実施するというにすることがいいのではないかと思います。

飯島課長 一つは、試験調査を個別の調査で順次行っていくというのは、現実的には難しいと思います。

竹内座長 全部は無理だと思いますけれども、少なくとも就業構造基本調査のような、あるいは全国消費実態調査のような、世帯を対象とした非常に大規模な調査については、やはり試験調査をする必要があると思います。今までの試験調査では不十分です。

舟岡委員 そうですね。指定統計については、大きな枠組みの変更の際には、試験調査を行った上で本調査を実施するという仕組みをとっています。市場化テスト・民間開放は大きな枠組みの変更につながり得るものですから、当然試験調査が大前提だろうと思います。

大橋委員 これまでやってきた2つの調査の試験調査等の他に新たに試験調査をするというのは、私の理解では閣議決定の趣旨と異なると思います。閣議決定の趣旨は、試験調査なしで実施しようという想定に立っているわけです。

竹内座長 私は、そのように理解しなくてもいいのではないかと思います。閣議決定は、「上記3か年計画に基づき、平成18年において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業統計調査」について試験調査等を実施する」と書いてありまして、企業を対象とする小規模な統計調査について試験調査を実施すると書いてあるので、この結果を世帯対象の大規模な調査についても自動的に応用できるということにはならないと思います。

大橋委員 もし試験調査ということになったら、家計調査だとか、あるいは就業構造基本調査についても、試験調査を経た上でということになっているはずですよ。

竹内座長 でも平成18年度においてと書いてあって、19年度以降には試験調査をしないと別に書いていませんから。

大橋委員 すると書いてありませんね。

竹内座長 すると書いていないですけども、しても構わないのではないかと思います。

大橋委員 それをもしするのであれば、ちゃんと書いてあるはずですよ。

竹内座長 それはぜひ注文したいところです。

大橋委員 もしそういう必要があるということでしたら、閣議決定を直さなければならないと思います。

竹内座長 では世帯調査の試験調査について追加していただいても。別に閣議決定をし直すにしても、前の閣議決定の修正ということにはならないと思います。前の閣議決定で言っていなかったという話ですから。企業を対象とする小規模な統計、とわざわざ断って書いて、について試験調査等を実施すると書いてあるのですから、それが世帯を対象とする大規模な統計調査に当てはまるとは言えないというのは、普通の統計学を知っている人にとっては常識的なはずです。

衛藤局長 この話は2年ぐらいの歴史があります。2年以上ですかね。事の起こりは、企業を対象とする小規模な調査というところから出ているのだろうと思います。そこから始まったわけです。ですから、閣議決定中の科学技術と個人企業と、それ以外というのは、過去の経緯、それから実態から言って、これらの間にギャップがあるというのは事実だと思います。ただ、全体として市場化テスト・民間開放の流れがあるのも事実です。

そういう中で、私の見るところ、需要と供給の問題があると思います。統計局、メーカーの方から言えば、正確性、迅速性、個人情報保護等を前提として委託したい。一方、供給にかんしては、日本マーケティング・リサーチ協会や日本世論調査協会、そのほかいくつかの会社から聞いたところでは、まだ市場は十分成熟しているとは言いがたい。そういう状況で、この話をどうするかということですが、方法論さえまだ固まっていない。ですから、試験調査をやりながら一つずつやるのが、やはり手堅い話かなというのが私の実感ではあるのですが、慎重論ばかり言っていると、わざと遅らせているというようなことになってしまいます。そこで、この十数本の個別統計調査を洗っていただきながら、またカテゴライズしながら、確信が得られたところから進めていくと。そういう中で、特に労働力や家計、小売物価あたりは国の経済政策に直接関わる話ですから、この辺やはり慎重にしないといけないと思います。今回のCPIの基準改定でも大変な話になっているわけですが、それ以上に大変なことになります。少なくともこれら経常調査については十分な前提といえますが、間違いのないようにすることが絶対必要だと思っています。

それから、先ほど申し上げたように、需要と供給の点でいいますと、今回マーケットの成熟度がまだ問題というのがどうしてもありますので、そこをある程度温かく見守りながら、いろいろなことで参画させたりとか、ある程度、計画も最初はあらあらでもしょうがないですね。けれども、徐々にリファインしながら計画を見せていけば、また民間も大体マーケットとして

参入できるのか参入できないのか、参入するとしてどのぐらいの投資をやっていけばいいのかとか、そういうのが見えてくると思います。そういう効果が計画にあるわけですので、最初はあらあらでしょうがないとは思いますが、そういう中でカテゴライズするなりとかは必要でしょう。それから、全国一律の問題がありますので、民間開放の基準・条件、業者の資格要件とか入札基準、契約基準、モニタリング基準等、これをどのようなタイミングで表に出せばいいのかという問題があります。これまた民間のリアクションもあつたりするので、勉強はしなくちゃいかなのですが、出すタイミング等に、ちょっと注意が必要かと。

今日は、東京都さんと横浜市さんも来ていただいていますけれども、局から見ると、手足がないといえますか、まさに法定受託事務という独特な法体系でお願いしてやっているものですので、実際に苦労なさっている地方の方々と十分に時間をいただいて協議し、納得して、共通認識を持った上でやりたいというのが本音でして、そういう意味では、さぼるわけではありませんが、需要と供給、それから関係者の合意形成といえますか、その辺を見て、進行管理の適切なご指示をいただきたいと、そのような感じです。

竹内座長 今、局長がおっしゃったような形を、どういう表現をするかは別として、計画という形で表現していただければ一番いいのではないかと、私は思います。つまり、計画というのは、どうやるのかと、やる前に何をやるかということも含めたのが計画だと思います。ですから、それを入れた計画という形でつくっていただいた方がいいのではないかと思うのです。そうでないと、ひどく抽象的な表現になるか、それでなければ無責任な表現になるか、どっちかになってしまうケースが多いのであって、そういうステップを書いていた方がいいのではないかとと思います。

衛藤局長 だから、計画といえば昔の計画経済など、昭和30年代の5か年計画花盛りの頃の、大体目標が見えていて間違いなくできるという計画と、今ここで求められている計画は相当違うと思います。ですから、我々の計画というのは、やはり方法論とか、そういうことも含めながらやっていって、通常の意味における計画というのにだんだん近づけていく、そういうプロセス、場合によって試験調査の必要なものもあるかもしれないですし、そういう方法論も含めた、緩やかな計画というように考えないと実際には動かないのではないかなと思います。

竹内座長 そういう形で計画を書いていただければ、我々は納得しやすいと思いますが、いかがでしょうか。我々としてもわからないことがまだたくさんあるわけです。例えば世帯を対象とする大規模調査で民間がやったら何が起こるのかというようなことは、想像もつかないこととありますから、そのときにどういう計画つくったらいいかと言われても、どうにも答えが

ないこともあるので、やはり今局長がおっしゃったような形での手続き、手順を明確にしていただくということでしょう。現在のところそれしかないのではないかという気がします。

大橋委員 計画の内容というのは、さまざまなものがあっていいと思います。まだ閣議決定するような、非常にリジッドな硬直したような内容を盛り込んだものでなくても、ある程度ふわっとしたものであっても私はいいと思っています。ただし、できるだけ具体的なものにまとめられることができるならば、具体的なものにまとめていくべきなので、さっき言いましたように、もう今の段階からアバウトなものを9月につくりますと、そういうスタンスはいかんとやっているわけです。

竹内座長 つまり、まだ手順が必要ですよということを書くのだと思います。ただ、その手順はなるべく具体的に書いた方がいいと、私も思います。どうやるじゃなくて、どうやるためにどういう手続きを踏んでやりますということを書く必要があると思います。それはやはり具体的に書かないと、いろいろな諸般の問題を検討してというだけではだめで、どういう形で検討して、どう考えて、具体的な計画は後でつくります、がいいと思うのです。そういう形にしていただければいいのではないかと。

そうしますと、具体的な統計調査で一つ一つにこの調査をどうするということは書かなくてもいいですけども、やはりある程度具体的な統計調査についてのイメージは頭に置いてやらないといけない。例えば、具体的な業務内容と実施機関についての表がありますから、この表を見れば、どの部分の民間開放についてどういう問題があるかというようなことは、少し内容を実際におわかりの方にはある程度見当がつく部分もあると思います。その場合に、個人企業経済調査の4,000人が対象なのと、例えば、就業構造基本調査みたいに50万世帯が対象なのと、住宅・土地統計調査みたいに450万世帯が対象になるのでは、これやはり随分違うので、数千と数十万では全く違いますから、やはりその問題があるので、その辺を頭に置きながら、一体どういう統計調査についてはどういうことになるのかなどをあらかじめ調べた上で、むしろ計画としては、どういう方向に持っていく必要があるのかというステップについて考えていただければいいと思います。

衛藤局長 今日の議論を踏まえて、その辺をもうちょっと丁寧にといいますが、それから、ステップがわかるようにしたいと思いますけれども。

竹内座長 そうですね。例えば、国勢調査については云々と、国勢調査については、もう少し先になって国勢調査そのものの研究のときにやるので当面は考えないということは書いておいてもいいと思います。これは範疇が別だということですね。国勢調査の民間開放という課題

で、民間開放の国勢調査への応用ではなくて、国勢調査に必要な民間開放するというこ
とだと思います。あとの調査については、一遍にやるわけではなくて、順次考慮するとい
うことだと思います。そういう形で、次回研究会のときに具体化した案を出していただ
くことにしたいと思います。

それでは、統計センターに関する検討状況というのがあるので、その資料の紹介をいた
だきたいのですが。

その前に何かご意見ありますか。

舟岡委員 2つの調査については、来年度市場化テストを実施しますね。その結果の評
価について、どこが行うかを明確にしておかなくていいのでしょうか。

竹内座長 それは民間の推進はあるけれども、それはまだこの研究会、この次で終わ
るわけではありませんから。

舟岡委員 そうですか。それは計画段階ではいいということですね。

竹内座長 今年度中には、それはいつか出てきます。

舟岡委員 わかりました。

竹内座長 それでは、統計センターの役割の業務、提言が出ていますので、中身の詳
しいご紹介は結構ですが、それをご紹介します。

田口課長 統計センターの業務につきまして、参考1と、5と、6の3つをご覧いただ
きたいと存じます。

参考1、この閣議決定ですが、最後の3行に、独立行政法人統計センターの業務につ
いてはということで、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の
効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、今年度前半を目途に
必要な方策を検討し、結論を得ると、こういうことになっております。

それで、統計局の方で統計センターの役割業務等のあり方に関する研究会という
ものをお願いいたしまして、それで、今年の8月初めに提言をいただいております。
これが参考5と6でして、参考6は提言の本文、参考5はこれを簡単にまとめた資料
です。

参考5の資料の方をもとにご説明いたしますけれども、提言の内容が下の方に3つの
まずに分かれて書いてあります。この左側のまずは、現在の統計センターを取り巻
く課題ということで、1つは統計制度改革ということですが、これで、行政のた
めの統計から社会の情報基盤としての統計へ転換といったようなことで3つほど
書いてあり、これは集計等に関係のあるものを抜き出してまとめてあります。こ
ういう現在の統計改革などの課題に対して、統計センター

として、課題に対応するためにどうすべきかということで、まず、強化すべき機能があるのではないかということで、それが真ん中のまずに、データの秘匿機能・情報管理機能、その他についてまとめております。

さらに、具体的にこういった課題と強化すべき機能ということに対して、実際にどういうふうに統計センターを改革するかということを書いた右のまずに書いてあります。一方でまた行政改革の要請もありますので、職員の純減や市場化テスト・民間開放等を進めながら、統計行政の課題解決に積極的に貢献するための機能の強化に向けて以下の改革を推進ということで、まず業務の再編・高度化ということでありまして、統計センターの業務を大ざっぱに2つに分けて、専門機能が不可欠な中核的業務、そういった部分にリソースを集中して、機能を高度化していくということが1点。それから、そのほかの業務につきましては、広く市場化テスト・民間開放等を通じて、外部リソースを積極的に活用して、効率化を図るということを挙げております。

この(2)は、そのための基盤整備、実際の人事制度や組織の見直しといったような具体策になっております。

この辺の市場化テスト・民間開放に関係する部分としましては、提言の方で、10ページあたりから書いてありますけれども、外部リソースを活用した製表業務等の的確な実施というようなことで、製表業務において、外部リソースを活用する業務といったようなことで、提言が、あと、外部リソースの活用に当たっての留意点といったような形で提言がなされております。

この研究会提言では、完全にこうなさいということよりは、こういう方向性を示して、さらに統計局、あるいは統計センター内部で具体的に検討をなささいというような内容になっております。

以上です。

竹内座長 統計センターでも、先ほども言いましたけれども、外部リソースの利用というのは非常に大量に行われているわけで、臨時職員とか、あるいは非常勤や派遣職員とかがたくさんいます。ただ、問題は全て、それはここの建物の中で人事管理、業務管理を全部統計センターの職員がやっているわけですが、資料そのものを外に出しているということはないのです。それは、今後、どういうふうにできるかということにはわかりませんが、この研究会として考えておくべきことは、民間開放について、厳密な意味の実査の部分だけを民間開放するのであれば、統計センターのする仕事とは関わらないのですが、もう少しそれを広げると、統計センターがやっている仕事の方にも関わってくるということです。その場合には、一体そういうことについてどこか決めるのかと、つまり統計センターのある仕事の部分を統計局で民間委

託してきますから、もうあなたのところはそういきませんというように、外から決めていいのかという問題は当然出てくると思います。その辺はもう少し、例えば審査とか何とかというところまで、ある程度民間委託をすることがあるとすれば、統計センターの仕事にも関係してくるという問題が起こってくるので、そういう意味で、統計センターも無関係ではないということを一言申し上げたいと思います。

今までの議論ですと、結局調査票を集めるまでが民間委託だから、その調査票が集まったら、そのまま統計センターに行って、あとの集計その他の業務は全部統計センターでやるから、今までと関係ないということですが、それは将来もそのレベルだけでいくのかどうかは問題だと思います。閣議決定のときには、このようなことまでお考えにならなかったでしょうけれども、詳しく言えば、統計センターの仕事の割り振りの仕方にもかかるところがあると申し上げたいと思います。

本日は、長時間にわたっていろいろご議論いただき、ありがとうございました。

この次も、よろしくお願いいたします。